

ダイジェスト版

海津市男女共同参画プラン

ひと ひと
女と男がともに輝くまちづくり



海津市

基本理念

ひとひと 女と男がともに輝くまちづくり

海津市がめざすべき男女共同参画社会は、女性も男性もお互いがその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、男女が人として輝いて生きることができる社会であります。

そこで、女性も男性も性別に関わりなく、人として認め合うという意味をこめて「女と男」を「“ひと” と “ひと”」と読み、本プランの基本理念を

「ひとひと
女と男がともに輝くまちづくり」とします。



計画期間

このプランは、平成 19 年度を初年度とし、平成 23 年度までの 5 か年とします。

ただし、期間内にあっても事業の進捗状況や社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行います。

プランの性格

このプランは、「男女共同参画社会基本法」に基づき、国の「男女共同参画基本計画」（第2次）・県の「岐阜県男女共同参画計画」及び「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」の趣旨を踏まえて策定しています。

また、男女共同参画社会を実現していくための基本的な方針をあきらかにするとともに、施策を総合的、体系的に推進するために策定したものです。

市の最上位計画である「海津市総合開発計画」とは、その整合性を図りながら、基本的な取り組みと具体的施策について示しています。

策定にあたっては、「男女共同参画に関する市民アンケート・事業所アンケート調査」の結果や女性団体インタビュー、パブリックコメントなど市民の方々から、さまざまな方法によってご意見やご提案をいただき、「海津市男女共同参画策定委員会」において検討しました。

プランの体系

基本目標

方針

施策の方向

I 男女がともに
参画できる社会
への意識づくり

(1) 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実

①人権啓発の充実

②男女共同参画意識の高揚

(2) 男女共同参画を推進するための教育・学習の充実

①男女平等を推進する教育の充実

②男女共同参画に関する学習機会の充実

(3) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

①女性等に対する暴力を予防するための社会的認識の徹底

②被害者の支援体制・相談窓口の充実

II 男女がともに
働きやすい環境
づくり

(1) 雇用の分野における男女平等の推進

①男女の均等な雇用機会の確保と推進

②女性の職業能力発揮のための支援

(2) 仕事と家庭との両立への支援

①育児との両立支援策の充実

②介護との両立支援策の充実

③ライフスタイルに応じた多様な働き方の促進

④ひとり親家庭への支援の充実

(3) 農林漁業、商工自営業における労働環境の整備

①家族就労者の労働環境の整備

III 男女がともに
担う地域社会
づくり

(1) 政策・方針決定の場における女性の参画の拡大

①審議会、委員会等への女性の参画推進

②女性の人材の発掘と育成

(2) 地域社会における男女共同参画の促進

①地域活動等への参画促進

②団体・グループ間の交流促進

IV 福祉の充実と
生涯を通じた
健康づくり

(1) 安心して生活できる支援の充実

①高齢者や障害者の自立への支援

(2) 生涯を通じた健康づくりへの支援

①男女の健康づくりへの支援

②母性の保護と母子保健の充実

V 計画推進の
ための体制
づくり

(1) 施策推進体制の整備

①条例制定による施策の推進

②計画の進行管理体制の確立

③市職場における男女共同参画の推進

(2) 市民・市(行政)・事業所の連携

①計画に基づく行動の促進

I

男女がともに参画できる社会への意識づくり

男女共同参画に関する各種啓発活動を行うとともに、学校教育・生涯学習等を通じた男女共同参画を推進する教育を充実し、男女共同参画社会への市民の理解を深めます。また、女性に対するあらゆる暴力についての予防と根絶のための支援体制の確立に努めます。

1

男女共同参画意識を高める啓発活動の充実

①人権啓発の充実

男女がともに性別に関わりなく個人として人権が尊重されるよう、人権に関する相談事業、啓発活動、学習講座などの充実を図り、あらゆる場面を活用して啓発に努めます。

②男女共同参画意識の高揚

男女がともに個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、啓発活動を充実します。

2

男女共同参画を推進するための教育・学習の充実

①男女平等を推進する教育の充実

子どもの発達段階に応じて男女平等観の形成を図り、自立の意識を育み、一人ひとりの個性や能力を尊重し、主体的に学び、考え、行動できる教育を推進します。

②男女共同参画に関する学習機会の充実

生涯を通じて、個人の尊厳と男女平等の意識を高め、男女共同参画に関する正しい意識を持つことができるよう学習機会の充実を図ります。

3

女性に対するあらゆる暴力の根絶

①女性等に対する暴力を予防するための社会的認識の徹底

ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめ、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、パワー・ハラスメント等、あらゆる暴力を予防するために、市民の認識を高める意識啓発を推進します。

②被害者の支援体制・相談窓口の充実

ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害者を対象とする相談窓口の充実や被害者女性の保護や自立支援対策を充実し、被害者がひとりで悩まず、被害が深刻になる前に相談を受け、問題解決ができるよう関係機関と連携し、施策の充実を図ります。



II

男女がともに働きやすい環境づくり

企業や農林漁業・商工自営業等の「働く場」において、男女が平等に個性や能力を発揮して働けるような環境の整備に努めます。また、育児・介護等に対する支援策の充実を図ります。

1

雇用の分野における男女平等の推進



①男女の均等な雇用機会の確保と推進

国や県、関係機関等との連携を図り、事業主に対して男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の周知・啓発に努め、労働条件の改善及び雇用、就労の場における男女平等が実現されるよう情報提供を推進します。

②女性の職業能力発揮のための支援

女性がその能力を十分に発揮するため、研修等に参加するよう意識啓発や情報の提供等の働きかけを行います。

また、結婚や出産等で退職した女性が再就職を希望する場合に、事業主が再雇用する制度を設ける等の情報提供を推進します。

2

仕事と家庭との両立への支援

①育児との両立支援策の充実

男女がともに育児と仕事を両立していけるよう、子育て支援体制の整備・充実を図ります。

②介護との両立支援策の充実

介護について、男女がともに担っていくことができるよう、事業主に対して介護休業制度の啓発に努めるとともに、家庭においても介護の負担が軽減できるよう介護サービスの充実を図ります。

③ライフスタイルに応じた多様な働き方の促進

家庭と仕事との両立を目指して、男女がともに働きやすい労働環境の整備に努めていきます。

④ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭が自立し、地域で幸福に生活することができるような支援策の充実を図ります。

3

農林漁業・商工自営業における労働環境の整備

①家族就労者の労働環境の整備

農林漁業や商工自営業などに従事する女性の労働条件が改善されるよう啓発や情報提供を推進します。

Ⅲ

男女がともに担う地域社会づくり

市の審議会・委員会等への女性の積極的な登用を通じて、政策・方針決定の場における男女共同参画を推進します。また、地域活動等への参加促進により、地域においても男女共同参画を推進します。

1

政策・方針決定の場における女性の参画の拡大

①審議会、委員会等への女性の参画推進

政策または方針の立案・決定に、女性の意見が反映されるように、審議会、委員会等への女性委員の登用を積極的に推進します。また、女性委員が参画していない審議会、委員会等の解消に努めます。

②女性の人材の発掘と育成

女性が社会に積極的に参画していくことができるよう人材の発掘と育成に努めます。

2

地域社会における男女共同参画の推進

①地域活動等への参画の促進

男女がともによりよい家庭・地域づくりについて考え、行動することは、男女共同参画社会の実現の第一歩です。家庭生活や地域においても、さまざまな活動に参画できるよう支援します。

②団体・グループ間の交流の促進

地域や市全体がさまざまな分野で活発な活動を行えるように団体やグループの交流を図り、男女共同参画の意識が高まるような取り組みを行います。



IV

福祉の充実と生涯を通じた健康づくり

高齢者や障害者が自立し、安心して暮らせるように支援の充実を図るとともに、男女の生涯を通じた健康づくりを支援します。

1

安心して生活できる支援の充実

①高齢者や障害者の自立支援

高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス等の充実を図ります。

2

生涯を通じた健康づくりへの支援

①男女の健康づくりへの支援

男女が、それぞれの健康状態に応じて適切な自己管理ができるように健康意識を高め、各種健康診査等の充実を図り、さまざまな取り組みを支援していきます。

②母性の保護と母子保健の充実

安心して、子どもを産み育てることができるよう、教室の開催や相談窓口、健康診査の充実を図ります。



V

計画推進のための体制づくり

男女共同参画社会の実現に向け、条例制定や推進会議の設置、市職場における男女共同参画の推進、市民や事業所との連携により、総合的かつ効果的に推進するうえで必要な推進体制の整備を図ります。

1

施策推進体制の整備

①条例制定による施策の推進

男女共同参画社会の実現を総合的に推進するため、条例を制定します。

②計画の進行管理体制の確立

このプランを市民・市（行政）・事業所が連携し、積極的に進めていくために、市民参画によるプランの推進体制を整備するとともに、計画の進行管理体制を確立し、プランが実効性のあるものとなるよう取り組みを行います。

③市職場における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現及びこのプランの推進にあたっては、市職員の十分な理解とそれに基づく行動が必要です。市民や事業所だけでなく、市職場においても、男女が対等な立場で能力を十分に発揮できる環境づくりに努め、男女共同参画を推進していきます。

2

市民・市（行政）・事業所の連携

①計画に基づく行動の促進

市民・市（行政）・事業所の役割を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて連携を図ります。



男女共同参画プランに関する用語の解説

用語	用語の解説
ドメスティック・バイオレンス (DV)	配偶者、パートナーからの暴力のこと。身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものまたはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動のこと。
セクシャル・ハラスメント	性的いやがらせのこと。労働や教育など、公的な場における社会関係において、他者を性的対象物におとしめるような行為を為すこと。 特に、労働の場において、女性に対して、女性が望んでいない性的意味合いをもつ行為を男性が行うこと。
パワー・ハラスメント	権力いやがらせのこと。会社などで職権などのパワーを背景にし、本来の業務の範ちゅうを超えて、継続的に、人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えること。
育児休業・介護休業制度	1歳未満の子を養育する労働者、又は介護が必要な家族を抱えた労働者が子の養育又は家族の介護のための休業を事業主に申し出ることができることや、育児・介護を行う労働者の深夜業の制限など、労働者の職業生活と家庭生活との両立支援を目的としている。
家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の話し合いに基づき、取り決めるもの。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づく制度。 経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、①市町村の基本構想に照らして適切である、②その計画の達成される見込みが確実である、③農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、といった基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者。
ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に改善するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。
リプロダクティブヘルス/ライツ	性と生殖に関する健康／権利のこと。 女性の人権の重要な一つ。その中心課題には、いつ何人子どもを産む産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。 また、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。



海津市男女共同参画プラン（ダイジェスト版）

海津市企画部企画課

〒503-0695

海津市海津町高須515

TEL 0584-53-1111

FAX 0584-53-2170

URL <http://www.city.kaizu.lg.jp>

E-MAIL kikaku@city.kaizu.lg.jp